

第79期

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2024年12月20日(金曜日)午前10時

受付開始：午前9時

■ 開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館 8階会議室

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第79期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
計算書類	30
監査報告書	45

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会資料の電子提供制度が導入されておりますが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に本制度導入前と同様の書面をお送りしております。

 扶桑電通株式会社

証券コード：7505

株 主 各 位

証券コード 7505
2024年12月2日
(電子提供措置の開始日 2024年11月25日)

東京都中央区築地五丁目4番18号

扶桑電通株式会社

代表取締役社長 有 富 英 治

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第79期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.fusodentsu.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「扶桑電通」または「コード」に当社証券コード「7505」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2024年12月19日（木曜日）午後5時40分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2024年12月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2	場 所	東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館 8階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3	目的事項	報告事項 第79期（2023年10月1日から2024年9月30日まで） 事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年12月20日 (金曜日)
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年12月19日 (木曜日)
午後5時40分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月19日 (木曜日)
午後5時40分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

議決権行使書

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトに
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書はイメージです。

● こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号・第2号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対する場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を、反対する場合：「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合：「否」の欄に○印

- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

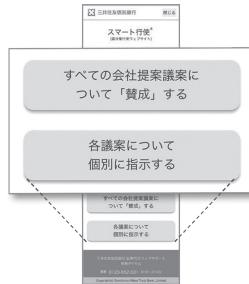
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

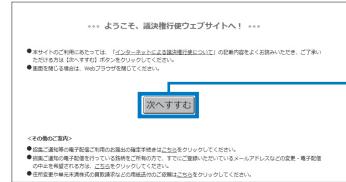
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

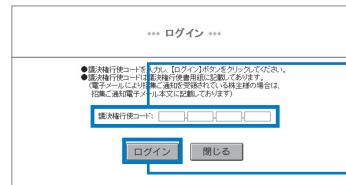
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

「次へ進む」
をクリック

「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」をクリック

「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	ありとみえいじ 有 富 英 治 再任 男性	代表取締役社長社長執行役員 ビジネス統轄本部長	13回／13回 (100%)
2	かねまつりょういち 兼 松 良 一 再任 男性	取締役常務執行役員管理本部長	13回／13回 (100%)
3	やまだひとし 山 田 均 再任 男性	取締役常務執行役員 ビジネス統轄本部長代理兼関西支店長	13回／13回 (100%)

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	 <p>あり とみ えい じ 有 富 英 治 1958年10月30日生 再任</p>	<p>1982年4月 当社入社 2005年10月 当社ソリューション営業本部第一販売統括部第二販売部長 2007年10月 当社北海道支店長代理 2008年12月 当社北海道支店長 2010年12月 当社執行役員ソリューション営業本部長 2012年12月 当社取締役執行役員ネットワーク営業本部長就任 2014年12月 当社取締役執行役員東京営業本部長就任 2015年12月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長兼情報システム部長就任 2017年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長就任 2017年12月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼経営企画室長就任 2018年10月 当社取締役専務執行役員管理本部長就任 2018年12月 当社代表取締役社長社長執行役員管理本部長就任 2019年12月 当社代表取締役社長社長執行役員就任 2022年12月 当社代表取締役社長社長執行役員ビジネス統轄本部長就任（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 有富英治氏は、当社の取締役ネットワーク営業本部長・東京営業本部長・管理本部長、代表取締役社長を歴任し、当社を取り巻く事業環境の変化に応じた経営責任者としての豊富な経験と実績を有しております。また経営基盤の強化および経営の適正化に取り組み、中期経営計画においても目標達成に向け着実に実行し、企業価値向上に貢献しております。当社は、同氏が経営全般における実績と高度な知見を活かすことにより、当社のさらなる発展を推進していくことができることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	48,600株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	 <p>かね まつ りょう いち 兼松良一 1959年8月5日生 再任</p>	<p>1980年4月 当社入社 2010年11月 当社サポートサービス本部システム統括部ソリューションサービス部長 2012年10月 当社サポートサービス本部システム統括部長代理兼ソリューションサービス部長 2015年4月 当社サポートサービス本部システム統括部長 2019年10月 当社IT戦略統括部長兼企画部長 2020年12月 当社取締役役員IT戦略統括部長兼企画部長 2021年12月 当社取締役役員管理本部長兼IT戦略統括部長兼企画部長就任 2022年10月 当社取締役役員管理本部長就任 2022年12月 当社取締役役員管理本部長兼総務統括部長就任 2023年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務統括部長就任 2023年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長就任（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 兼松良一氏は、システム部門等の多岐にわたる業務に携わり、当社のサポートサービス本部システム統括部長、IT戦略統括部長兼企画部長等で培った豊富な経験・実績により執行役員として当社の業務執行にあたり、さらに取締役として管理本部長兼IT戦略統括部長兼企画部長、管理本部長等を歴任し、当社の経営を担っております。当社は、同氏がその豊富な業務経験と経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	17,900株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	 <p>やま だ ひとし 山田 均 1959年12月30日生 再任</p>	<p>1982年4月 当社入社 2007年10月 当社関西支店ネットワーク販売部長代理 2013年10月 当社姫路営業所長 2015年10月 当社四国支店長代理兼販売部長 2016年12月 当社執行役員四国支店長兼販売部長 2021年12月 当社常務執行役員中国支店長 2022年12月 当社取締役常務執行役員中国支店長就任 2024年10月 当社取締役常務執行役員ビジネス統轄本部長代理兼関西支店長就任（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由</p> <p>山田 均氏は、営業部門等の多岐にわたる業務に携わり、当社の支店ネットワーク販売部長代理、営業所長、支店長代理兼販売部長等で培った豊富な経験・実績により執行役員として当社の業務執行にあたり、さらに取締役として中国支店長、ビジネス統轄本部長代理兼関西支店長を歴任し、当社の経営を担っております。当社は、同氏がその豊富な業務経験と経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	9,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	小松 昇 <small>のぼる</small> 新任 男性	執行役員監査担当	一回／一回 (一%)	一回／一回 (一%)
2	泉澤 大介 <small>いずみ さわ だい すけ</small> 再任 男性 社外 独立	取締役（監査等委員）	13回／13回 (100%)	8回／8回 (100%)
3	苫米地 邦男 <small>とま べ ち くに お</small> 再任 男性 社外 独立	取締役（監査等委員）	13回／13回 (100%)	8回／8回 (100%)

(ご参考) 本議案が原案どおり承認可決された場合の監査等委員会の構成

氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
小松 昇 <small>こ まつ のぼる</small> 新任 男性	取締役（常勤監査等委員）	一回／一回 (一%)	一回／一回 (一%)
泉澤 大介 <small>いずみ さわ だい すけ</small> 再任 男性 社外 独立	取締役（監査等委員）	13回／13回 (100%)	8回／8回 (100%)
苫米地 邦男 <small>とま べ ち くに お</small> 再任 男性 社外 独立	取締役（監査等委員）	13回／13回 (100%)	8回／8回 (100%)
二宮 麻里子 <small>にのみや まり こ</small> 非改選 女性 社外 独立	取締役（監査等委員）	13回／13回 (100%)	8回／8回 (100%)

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	 <p>こまつ のぼる 小松 昇 1961年8月8日生 新任</p>	<p>1984年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2011年12月 当社出向受入 管理本部長付コンプライアンス推進担当部長 2013年1月 当社入社 管理本部コンプライアンス推進室部長 2013年2月 当社管理本部コンプライアンス推進室長 2016年10月 当社管理本部総務統括部長代理兼コンプライアンス推進室長 2017年10月 当社管理本部総務統括部長兼コンプライアンス推進室長 2021年12月 当社執行役員コーポレートイノベーション本部長兼コンプライアンス推進室長 2024年10月 当社執行役員監査担当（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 小松 昇氏は、金融機関の支店長や業務監査部主任等に携わり、当社入社後は、管理本部コンプライアンス推進室長、管理本部総務統括部長等で培った豊富な経験・実績により執行役員コーポレートイノベーション本部長、監査担当として当社の業務執行にあたり、当社の事業に関する幅広い知見を有しております。当社は、同氏の経験等を活かし、当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映するため、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	7,700株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	 <p data-bbox="234 582 461 665">いずみ さわ だい すけ 泉澤 大 介 1960年7月23日生</p> <p data-bbox="234 672 461 703">再任 社外 独立</p>	<p data-bbox="491 226 1209 491">1985年10月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1989年3月 公認会計士第3次試験合格 1997年1月 泉澤会計事務所開設 公認会計士・税理士（現任） 1999年12月 当社監査役就任 2012年6月 ケル株式会社監査役 2014年12月 当社取締役就任 2015年6月 ケル株式会社取締役（監査等委員） 2016年12月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p data-bbox="491 514 1209 816"> ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 泉澤大介氏は、公認会計士として培われた財務および会計に関する専門的知識・豊富な経験等に加えて、当社の社外監査役および社外取締役を務め、当社の事業内容等に幅広く精通しており、また監査等委員である社外取締役として監査・監督するなど、中立・客観的立場から提言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当社は、同氏の経験等を活かし、当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映していただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 </p>	15,700株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	 <p>とま べ ち く に お 苦米地 邦男 1950年 8月 18日生 再任 社外 独立</p>	<p>1969年 4月 札幌国税局入局 2009年 7月 東京国税局調査第二部長 2011年 7月 東京国税局退職 2011年 8月 苫米地邦男税理士事務所開設 税理士（現任） 2012年12月 当社監査役就任 2014年 6月 株式会社アドヴァン監査役 2016年 9月 工藤建設株式会社監査役（現任） 2016年12月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 苫米地邦男氏は、税理士として培われた財務および会計に関する専門的知識・豊富な経験等に加えて、当社の社外監査役を務め、当社の事業内容等に幅広く精通しており、また監査等委員である社外取締役として監査・監督するなど、中立・客観的立場から提言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当社は、同氏の経験等を活かし、当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映していただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	22,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 泉澤大介および苫米地邦男の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、泉澤大介および苫米地邦男の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 泉澤大介および苫米地邦男の両氏は、社外取締役、社外監査役または監査等委員である社外取締役となること以外の方法で、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上記の「社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」欄に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 泉澤大介氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役の在任期間が10年（うち監査等委員である社外取締役の在任期間が8年）となります。
6. 苫米地邦男氏は、本総会終結の時をもって当社の監査等委員である社外取締役の在任期間が8年となります。
7. 当社は、泉澤大介および苫米地邦男の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該契約は継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役選任の効力が失効いたしますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。また、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
え さか はる ひこ 江坂春彦 1955年1月1日生 [社外] [独立]	1977年4月 三井生命保険相互会社（現大樹生命保険株式会社）入社 1991年10月 司法試験第2次試験合格 1994年4月 東京弁護士会登録、弁護士として現在に至る	一株

■補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

江坂春彦氏は、弁護士として培われた専門的知識および企業法務に関する豊富な経験等を有しております。当社は、同氏の経験等を活かし、中立・客観的立場から当社の監査・監督機能等の一層の強化に反映していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江坂春彦氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、江坂春彦氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 江坂春彦氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上記の「補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」欄に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 当社は、江坂春彦氏が社外取締役に就任された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。江坂春彦氏の選任が承認され就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

氏名	当社における地位 (予定)	企業経営	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ リスク管理	ICT・ デジタル
ありとみ えい し 有 富 英 治 再任 男性	代表取締役社長 社長執行役員	●	●	●		●
かねまつ りょう いち 兼 松 良 一 再任 男性	取締役 常務執行役員	●		●		●
やまだ ひとし 山 田 均 再任 男性	取締役 常務執行役員	●	●			●
こまつ のぼる 小 松 昇 新任 男性	取締役 (常勤監査等委員)			●	●	
いずみ さわ だい すけ 泉 澤 大 介 再任 男性 社外 独立	取締役 (監査等委員)			●		
とまべ ちくに お 苦 米 地 邦 男 再任 男性 社外 独立	取締役 (監査等委員)			●		
にのみや まり こ 二 宮 麻 里 子 非改選 女性 社外 独立	取締役 (監査等委員)				●	

(注) 上記一覧表は、各取締役の経験・知見・専門性等を踏まえ、当社が特に期待するものを表しており、全てのスキルを示すものではありません。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、個人消費に弱さが見られるもののインバウンド需要の増加や企業の堅調な設備投資などを背景として緩やかな回復の動きが続いていますが、中東情勢などを背景とした地政学リスクや物価上昇の影響などから、依然として注視が必要な状況が続くと見込まれております。

当社が位置するICT業界においては、業務効率化や生産性向上を目的としたシステム投資やIT技術の活用によりビジネスモデルを変革するDX関連投資、生成AIなどを活用したAI関連商品への投資などを中心として、堅調な推移が見込まれています。

このような環境の中、当社は、2022年9月期より2024年9月期を対象とした第2期中期経営計画「FuSodentsu Vision 2024 (FSV2024)」～80周年さらには100周年に向けたInnovation Challenge～の最終年度として、自治体や防災・減災、ヘルスケアビジネスなどの主力ビジネスの拡大や、売上の平準化や安定的な収益の獲得を目指すサービスビジネスの強化などに努めてまいりました。2023年には、当社の存在意義である「パーパス」と行動基準である「スタイル」を制定いたしました。パーパスをステークホルダーの皆様と共有し、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献していくとともに更なる企業価値の向上に努めております。また、2024年3月1日に経済産業省が定めるDX認定制度に基づき「DX認定事業者」としての認定を取得し、2024年9月27日には一般社団法人日本イノベーション融合学会が主催する「DX検定™」シリーズにおいて「企業優秀賞」を受賞しました。「DX認定事業者」としての認定は、デジタル技術を活用した社会変化への対応準備が整っている事業者に与えられるものであり、「企業優秀賞」は、2023年(第11回/第12回)のDX検定において、「プロフェッショナルレベル」、「エキスパートレベル」の認定者数が最多であったことから受賞となりました。当社は、高度化・多様化するお客様の課題を解決するDXビジネスの推進に向けて、社内業務変革やDX人材の育成など、社内におけるビジネスプロセスを変革しDXへの取り組みを引き続き継続してまいります。

当期の受注高は、防災・減災ビジネスや民需向けパソコン・ソフトウェア販売が好調に推移したことにより51,321百万円(前年同期比21.7%増)、売上高は、ネットワーク部門やオフィス部門、サービス部門が好調に推移したことに加え、特需案件が寄与したことから46,778百万円(前年同期比13.7%増)となりました。利益につきましては、売上高の増加により営業利益1,865百万円(前年同期比48.0%増)、経常利益2,059百万円(前年同期比44.2%増)、当期純利益1,428百万円(前年同期比47.0%増)となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

(ネットワーク部門)

ネットワーク部門は、小売業向けWi-Fiアクセスポイント設置工事や防災・減災ビジネス、交換機更新案件などが好調に推移したことにより、売上高は14,539百万円(前年同期比24.4%増)となりました。

(ソリューション部門)

ソリューション部門は、医療情報システムや電子カルテシステムの更新などヘルスケアビジネスが好調に推移したことにより、売上高は11,956百万円(前年同期比2.5%増)となりました。

(オフィス部門)

オフィス部門は、民需向けパソコン・ソフトウェア販売が好調に推移したことなどにより、売上高は9,475百万円（前年同期比16.2%増）となりました。

(サービス部門)

サービス部門は、ソフトウェアサポートサービスやサポートデスクサービスの増加に加え、運輸業向け運行記録・管理のデジタル化サービスなどの業務効率化や生産性向上を目的とした様々なクラウドサービスが好調に推移したことにより、売上高は10,807百万円（前年同期比12.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、159百万円であります。

その主なものは、事務合理化および営業支援のための情報設備拡充に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

当期は金融機関からの経常的な資金調達以外に特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題と施策

当社は2025年度を初年度とした第3期中期経営計画「FuSodentsu Vision 2027」を策定し「ココロ躍る未来に向かって Challenge DX Movement」をスローガンにマーケット基軸への転換を図り、業種区分を基軸とした価値提供を推進するとともに、経営基盤の強化により事業・経営基盤の両面から持続的成長を図ってまいります。

① 事業成長戦略

以下の3つの事業戦略を組み合わせ、「6つの業種区分を基軸とした価値提供」を推進してまいります。

- イ. 業種区分を基軸にした顧客ニーズへの深い理解と的確な対応
- ロ. お客様のDXを推進する伴走型企画・コンサルティングの強化
- ハ. ビジネスアライアンスやM&Aによる注力領域の技術拡充・協業の推進

② 経営基盤の強化

事業成長を支える組織・仕組みの高度化を図る観点から、以下の5つの経営基盤の強化を推進してまいります。

- イ. 人財を活かす経営の推進
- ロ. チャレンジ意欲向上に向けた組織文化の変革
- ハ. 先端技術研究の推進
- ニ. 新業務システムへの移行・業務の高度化
- ホ. デジタルマーケティング・顧客満足度向上の取り組み

以上の課題を確実に推進するとともに、経営全般にわたる各種改善施策の推進により、さらなる業績向上に向け全力で取り組んでまいります。

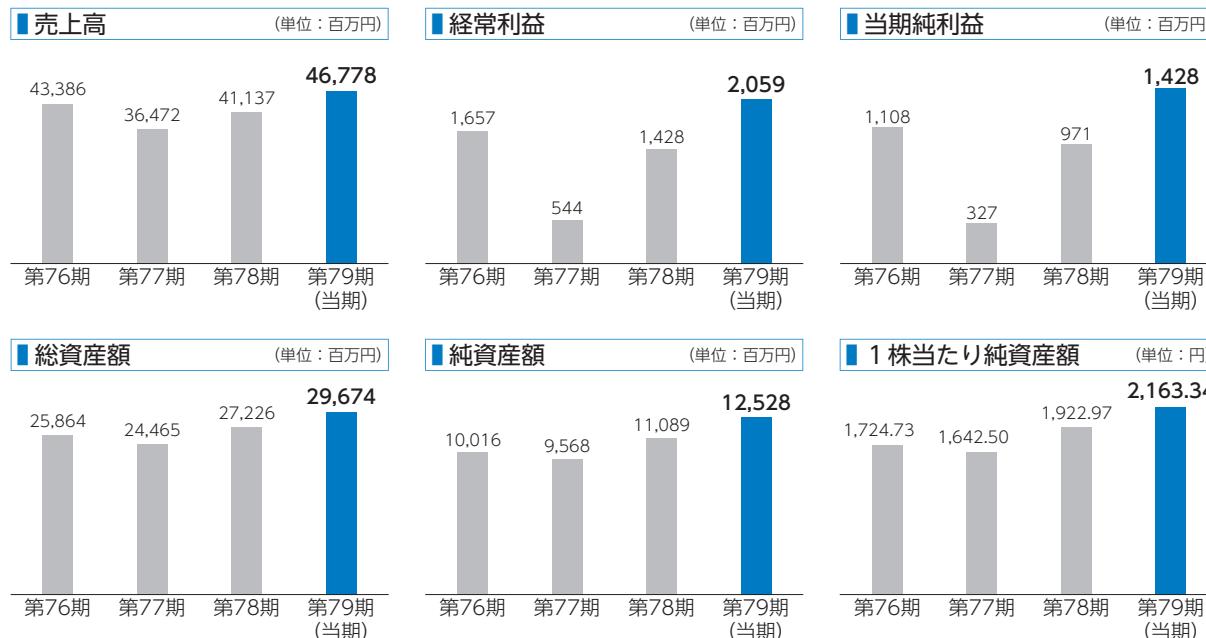
株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第76期 (2021年9月期)	第77期 (2022年9月期)	第78期 (2023年9月期)	第79期(当期) (2024年9月期)
受 注 高	(百万円)	40,080	38,902	42,181	51,321
売 上 高	(百万円)	43,386	36,472	41,137	46,778
経 常 利 益	(百万円)	1,657	544	1,428	2,059
当 期 純 利 益	(百万円)	1,108	327	971	1,428
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	191.00	56.29	167.87	247.04
総 資 産 額	(百万円)	25,864	24,465	27,226	29,674
純 資 産 額	(百万円)	10,016	9,568	11,089	12,528
1 株 当 たり 純 資 産 額	(円)	1,724.73	1,642.50	1,922.97	2,163.34

(注) 1. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、2021年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり情報を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年9月期の期首から適用しており、2022年9月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、情報通信機器・オフィス機器の販売施工、システムソフト開発およびこれらに関連するサポートサービスを主として行っております。

(8) 主要な事業所

本 社：東京都中央区築地五丁目4番18号

支 店：関西（大阪）、東北（仙台）、中国（広島）、中部（名古屋）、九州（福岡）、北海道（札幌）、
関東（横浜）、四国（高松）

(9) 従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
969名（15名増）	45.3歳	21.3年

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,960,980株
(自己株式893,381株を含む)
(3) 株 主 数 3,227名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
扶 桑 電 通 従 業 員 持 株 会	1,029,436 ^株	16.96 [%]
滝 内 裕 子	320,172	5.27
太 田 雅 子	316,400	5.21
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	279,012	4.59
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E □)	276,500	4.55
吉 田 稔	208,000	3.42
H T ホールディングス株式会社	124,000	2.04
加 藤 盛 三	60,000	0.98
大 平 昭 夫	60,000	0.98
山 崎 栄 子	60,000	0.98

- (注) 1. 当社は、自己株式893,381株を所有しておりますが、上記の大株主を含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式893,381株を控除して計算しております。なお、当該自己株式には「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が保有する当社株式276,500株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	9,700株	3名

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	有 富 英 治	ビジネス統轄本部長
取締役 常務執行役員	兼 松 良 一	管理本部長
取締役 常務執行役員	山 田 均	中国支店長
取締役 (常勤監査等委員)	百 瀬 貴 弘	
取締役 (監査等委員)	泉 澤 大 介	泉澤会計事務所 公認会計士・税理士
取締役 (監査等委員)	苫 米 地 邦 男	苫米地邦男税理士事務所 税理士 工藤建設株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	二 宮 麻 里 子	BACeLL法律会計事務所 弁護士 人・夢・技術グループ株式会社取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 泉澤大介、苫米地邦男および二宮麻里子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 泉澤大介氏の兼職先である泉澤会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 取締役(監査等委員) 苫米地邦男氏の兼職先である苫米地邦男税理士事務所および工藤建設株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
4. 取締役(監査等委員) 二宮麻里子氏の兼職先であるBACeLL法律会計事務所および人・夢・技術グループ株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
5. 当社は、取締役(監査等委員) 泉澤大介、苫米地邦男および二宮麻里子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役(監査等委員) 泉澤大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役(監査等委員) 苫米地邦男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、監査等委員会の情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
9. 当社は、執行役員制度を導入しております。2024年10月1日付の取締役を兼任しない執行役員は、次のとおりであります。
- 常務執行役員 池田昌和、奥田洋久、村上耕史、三輪 薫、中出芳裕
執行役員 村上孝弘、上地浩夫、小坂井康裕、西 祥司、尾崎圭吾、小松 昇、田口 譲、奥山浩司、布施克磨、中村尚義、池田敏二

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、固定給部分と各期の業績および各取締役の貢献度を考慮した報酬として総合的に勘案し決定するものとする。なお、特定の財務諸表に連動する形とはしていないため業績連動給与としての開示および会計処理・税務処理は行わないこととする。

ハ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社にお

ける各割り当て対象者の貢献度等諸般の事項等を総合的に勘案の上、算出された株式を非金銭報酬等として毎年一定の時期に割り当てる。

二. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討・審議を行う。取締役会（ホ. の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬は、2016年12月20日開催の第71期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であります。また、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の当該金銭報酬とは別枠で、2017年12月21日開催の第72期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、譲渡制限付株式の総数55,000株（なお、2020年4月1日付および2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、譲渡制限付株式の総数を220,000株に調整しております。）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬は、2016年12月20日開催の第71期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長社長執行役員有富英治に取締役の個人別の報酬等の内容（基本報酬の額）の決定を委任しております。委任の理由は、各取締役の職責や当社全体の業績等を総合的に勘案し決定するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に指名・報酬委員会において個人別の報酬原案を諮問し答申を得ており、報酬水準の妥当性及び決定方針への適合性について確認しております。

④取締役の報酬等の総額等に関する事項

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	千円 97,245	千円 86,376	千円 10,869	名 3
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	35,883 (17,700)	35,883 (17,700)	－ (－)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	133,128 (17,700)	122,259 (17,700)	10,869 (－)	7 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等の額には、取締役（監査等委員を除く）3名に対する譲渡制限付株式報酬の当期に係る費用計上額を記載しております。
2. 当社は、2010年12月21日開催の第65期定時株主総会最終の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 非金銭報酬等として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間とし、当社取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除するものであります。なお、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社の取締役を退任した場合は、当社が無償取得するものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （監査等委員）	泉 澤 大 介	当期開催の取締役会13回の全てに、当期開催の監査等委員会8回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要の発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員として、中立・客観的立場から提言等を行いました。
取締役 （監査等委員）	苫米地 邦 男	当期開催の取締役会13回の全てに、当期開催の監査等委員会8回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要の発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員として、中立・客観的立場から提言等を行いました。
取締役 （監査等委員）	二 宮 麻 里 子	当期開催の取締役会13回の全てに、当期開催の監査等委員会8回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要の発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員として、中立・客観的立場から提言等を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

39,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39,990千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額で記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・要員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「内部統制報告制度（J-SOX）」の改訂に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その旨および解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・社会規範を厳格に遵守し正しい倫理観に則した行動により社会的責任を果たすため、「企業倫理憲章・行動規範」を制定し、役職者が率先垂範するとともに、経営トップが先頭に立ちコンプライアンス推進に取り組む。

法令・定款等に違反する行為が使用人が発見した場合の通報者の保護を含む内部通報制度を構築する。万一法令・定款等に抵触する事態が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会がその解決にあたる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書について（以下、職務執行情報という。）の取り扱い、当該担当取締役が所管し、文書管理規程およびそれに関連する業務マニュアルに従い適切に保存および管理を行う。取締役はこの職務執行情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、品質維持、災害事故防止、情報セキュリティ、環境保全に係るリスクについては、諸規程ならびにガイドラインを策定整備し、これらに基づき管理者を配置して損失の危険を防止する。新たに発生したリスクについては速やかに対応責任者を定め対応に万全を期す。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役はその職務執行において、定款、取締役会規程、経営会議規程および職務権限規程に基づき付議基準に該当する事項については取締役会、経営会議に付議することを遵守する。
- ② 経営方針については、毎年策定される年度事業計画および中期経営計画に基づき各部門において目標達成のために活動することとする。また、事業計画が当初の目標どおりに進捗しているか事業報告を通じ定期的に検証する。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、職位者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するための補助者を置くことを求めた場合には、補助者を1名以上配置することとする。

(6) 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査職務の補助者の独立性および実効性を確保するため、当該補助者は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価等は監査等委員会の意見を聴取するものとする。

監査職務の補助者の任命、異動は監査等委員会の同意を得るものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程の定めるところに従い、監査等委員会の監査に必要な報告および情報提供を行うこととし、その主なものは、次のとおりとする。

- ・内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・内部監査部門の活動状況
- ・重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用および通報の内容
- ・稟議書、会議議事録、その他監査等委員会から要求された書類、電磁的媒体情報

(8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用および債務ならびにそれらの処理については、当該費用が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等規程の定めるところに従い、上記以外についても、監査等委員会監査の実効性を確保するために努力するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の当事業年度における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を13回開催し、法令および定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議をいたしました。
- (2) 監査等委員会を8回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査・監督、法令および定款等への遵守について監査いたしました。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会を6回開催し、体制の整備、法令・定款・社会規範の遵守、従業員の教育に努め、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。
- (4) 業務の有効性および実効性、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、内部統制の基本的枠組みに準拠して策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置付け、経営基盤の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案した上で、業績に応じた利益還元と安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としております。

- (1) 業績に応じた利益還元として配当性向35%程度を目安に配当を実施してまいります。
安定的な配当である普通配当を1株当たり20円（中間配当10円、期末配当10円）とし、上記の配当性向を目処に計算した配当が20円を上回る場合は、その差を業績連動配当として期末に特別配当の実施をいたします。
- (2) 予期せぬ急激な業績の悪化や自然災害等により、通常の業務運営が困難となった場合を除き、1株当たりの配当は年20円を下回らないものといたします。

この方針に基づき当期の期末配当につきましては、2024年11月11日開催の取締役会において、1株当たり10円に業績連動配当として特別配当を68円増配し、78円（普通配当10円、特別配当68円）とすることとし、効力発生日を2024年12月23日とすることを決議いたしました。年間配当金は中間配当金10円を含めまして、88円とさせていただきます。

なお、当社は今般、資本コストや株価を意識した経営の実現のために、持続的な利益成長を通じて株主還元を一層充実させていくことが重要との観点から、配当性向を35%から40%に引き上げるとともに、株主の皆様への安定的な配当を行う姿勢をさらに明確にするため、新たな指標として株主資本配当率（DOE）※を導入し、配当政策の基本方針を2025年9月期中間配当より以下のとおり変更いたします。

（変更後の基本方針）

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、経営体質の強化ならびに積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、業績に応じた利益配分と安定的、継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

株主の皆様への利益還元といたしましては、年間の配当金額を配当性向40%を目安に、株主資本配当率（DOE）2.0%を下限に設定し安定的な株主還元を目指します。なお、中間配当につきましては、1株当たり15円といたします。

次期の配当につきましては、変更後の基本方針のもと、年間配当金として1株当たり63円（中間配当15円、期末配当48円）を予定しております。

※ 株主資本配当率（DOE）＝（年間配当総額÷株主資本）×100

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

計算書類

貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	19,868,688
現金及び預金	5,767,643
受取手形	498,129
売掛金	8,157,911
契約資産	944,823
有価証券	1,600,000
商品	4,563
仕掛品	1,749,622
前払費用	613,053
未収入金	13,975
リース投資資産	520,905
その他	17,283
貸倒引当金	△19,223
固定資産	9,805,844
有形固定資産	739,285
建物構築物	330,711
工具、器具及び備品	177,150
リース資産	42,698
土地	188,725
無形固定資産	204,496
ソフトウエア	123,453
ソフトウエア仮勘定	58,911
電話加入権	22,131
投資その他の資産	8,862,061
投資有価証券	7,217,184
関係会社株式	13,080
繰延税金資産	420,762
リース投資資産	754,391
差入保証金	358,659
破産更生債権等	17,450
その他	97,984
貸倒引当金	△17,450
資産合計	29,674,533

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,164,942
買掛金	9,035,540
1年内償還予定の社債	300,000
未払金	256,457
未払法人税等	433,077
未払消費税等	186,845
未払費用	520,503
契約負債	840,916
賞与引当金	912,578
リース債務	506,275
その他	172,747
固定負債	3,981,462
長期末払金	12,940
退職給付引当金	2,927,834
株式給付引当金	252,083
リース債務	787,603
その他	1,000
負債合計	17,146,405
純資産の部	
株主資本	10,378,646
資本金	1,083,500
資本剰余金	1,216,448
資本準備金	1,076,468
その他資本剰余金	139,980
利益剰余金	8,713,647
利益準備金	165,867
その他利益剰余金	8,547,779
別途積立金	3,042,243
繰越利益剰余金	5,505,536
自己株式	△634,949
評価・換算差額等	2,149,481
その他有価証券評価差額金	2,149,481
純資産合計	12,528,128
負債・純資産合計	29,674,533

損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		46,778,454
売上原価		38,327,111
売上総利益		8,451,342
販売費及び一般管理費		6,585,799
営業利益		1,865,543
営業外収益		
受取利息及び配当金	161,217	
受取賃貸料	7,526	
仕入割引	2,392	
貸倒引当金戻入益	151	
その他	27,834	199,122
営業外費用		
支払利息	780	
その他	4,616	5,396
経常利益		2,059,269
特別利益		
投資有価証券売却益	16,427	
固定資産売却益	545	16,973
税引前当期純利益		2,076,242
法人税、住民税及び事業税		602,557
法人税等調整額		45,503
当期純利益		1,428,182

株主資本等変動計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
2023年10月1日残高	1,083,500	1,076,468	131,884	165,867	3,042,243	4,434,879
当期中の変動額						
剰余金の配当						△357,525
当期純利益						1,428,182
自己株式の取得						
自己株式の処分			8,096			
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	—	8,096	—	—	1,070,656
2024年9月30日残高	1,083,500	1,076,468	139,980	165,867	3,042,243	5,505,536

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2023年10月1日残高	△649,847	9,284,996	1,804,495	11,089,491
当期中の変動額				
剰余金の配当		△357,525		△357,525
当期純利益		1,428,182		1,428,182
自己株式の取得	△382	△382		△382
自己株式の処分	15,280	23,376		23,376
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			344,986	344,986
当期中の変動額合計	14,898	1,093,650	344,986	1,438,636
2024年9月30日残高	△634,949	10,378,646	2,149,481	12,528,128

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ 満期保有目的の債券：原価法
- ロ 関連会社株式：移動平均法による原価法
- ハ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ 商品：先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ロ 仕掛品：個別法（オーダ毎）による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物構築物 3～50年

工具、器具及び備品 2～20年

② ソフトウェア（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア：利用可能期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア：見込販売量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれが多い金額をもって償却する方法によっております。

③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 : 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 : 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 : 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 株式給付引当金 : 従業員の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ネットワーク部門およびソリューション部門

ネットワーク部門およびソリューション部門では、顧客に対するメーカーおよび商社の情報通信機器の施工、ソフト開発等を行っております。これらの取引では主に顧客との請負契約に基づき、メーカーの情報通信機器の施工を行う履行義務、顧客の情報システムの設計、開発や導入を支援する履行義務等を負っており、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、取引対価の受領については、顧客との契約に基づき、段階的に受領するとともに、履行義務を完全に充足したのち、概ね3カ月以内に残額を受領しております。当事業年度において取引価格に重要な金融要素を含むものはありません。

② オフィス部門

オフィス部門では、顧客に対するメーカーの情報通信機器等の商品の販売を行っております。この取引では、顧客との販売契約に基づき、調達した商品を顧客に引き渡す履行義務を負っており、顧客が検収した時点で資産に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。なお、取引対価の受領については、顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから概ね3カ月以内に取り引対価を受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

③ サービス部門

サービス部門では、顧客に対する保守サービスを行っております。顧客との保守サービス契約に基づき、契約期間にわたり保守サービスを顧客へ提供する履行義務を負っており、契約期間を通じて履行義務を充足することから、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、当該履行義務が一時点で充足される場合には、履行義務が完了した時点において、収益を認識しております。なお、取引対価の受領については、顧客との契約に基づき、履行義務を充足してから概ね3カ月以内に取り引対価を受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目	金額
契約資産	944,823
受注損失引当金	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準 ① ネットワーク部門およびソリューション部門に記載のとおり、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。また、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)引当金の計上基準 ② 受注損失引当金に記載のとおり、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

工事原価総額については契約ごとに作業内容、工数等を元に適切な工事原価総額を算定しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等も都度反映しております。ただし、各契約の特性に応じて個別に判断を行う必要があることから不確実性があり、実際に発生する原価が見積りと異なった場合や工事原価総額の見積りの前提条件（作業内容、工数等）が変動する場合には、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 追加情報に関する注記

〔従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引〕

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプランとして、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の勤続に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当事業年度末196,617千円、276,500株であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,666,611千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	602千円
短期金銭債務	39,535千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,902千円
仕入高	138,810千円
営業取引以外の取引高	700千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数及び自己株式の数

発行済株式総数（自己株式を含む）：普通株式 6,960,980株
自己株式の数：普通株式 1,169,881株

(注) 自己株式の数には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式276,500株が含まれております。

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	296,848千円	49円	2023年9月30日	2023年12月20日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	60,677千円	10円	2024年3月31日	2024年6月10日

- (注) 1. 2023年11月10日取締役会決議による1株当たり配当額には、特別配当39円を含んでおります。
2. 2023年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金14,273千円が含まれております。
3. 2024年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金2,833千円が含まれております。

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年11月11日開催の取締役会において、次のとおり決議をいたしました。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	473,272千円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	78円
④基準日	2024年9月30日
⑤効力発生日	2024年12月23日

- (注) 1. 1株当たり配当額には、特別配当68円を含んでおります。
2. 2024年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金21,567千円が含まれております。

7. 退職給付に関する注記

〔採用している退職給付制度の概要〕

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

〔確定給付制度〕

(1) 退職給付債務に関する事項 千円

①退職給付債務	△5,842,710
②年金資産	3,460,149
③未積立退職給付債務	△2,382,561
④未認識数理計算上の差異	△553,821
⑤未認識過去勤務費用	8,547
⑥退職給付引当金	△2,927,834

(2) 退職給付費用に関する事項 千円

①勤務費用	216,249
②利息費用	—
③期待運用収益	△80,702
④数理計算上の差異の費用処理額	△43,558
⑤過去勤務費用の費用処理額	8,550
⑥臨時に支払った割増退職金等	2,398
⑦退職給付費用	102,937

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- ①退職給付見込額の期間配分方法：給付算定式基準
- ②割引率 0.0%
- ③長期期待運用収益率 2.5%
- ④予想昇給率 5.1%
- ⑤数理計算上の差異の処理年数 12年
(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。)
- ⑥過去勤務費用の額の処理年数 12年
(発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。)

〔確定拠出制度〕

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度119,621千円であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		千円
貸倒引当金	11,229	
賞与引当金	279,431	
未払社会保険料	49,493	
退職給付引当金	896,503	
投資有価証券評価損	7,982	
その他	141,174	
繰延税金資産小計	1,385,814	
評価性引当額	△25,986	
繰延税金資産合計	1,359,827	
繰延税金負債		千円
その他有価証券評価差額金	939,064	
繰延税金負債合計	939,064	
繰延税金資産純額	420,762	

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

		%
法定実効税率	30.6	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	
住民税均等割	2.4	
評価性引当額	0.1	
賃上げ促進税制による税額控除	△1.6	
その他	△0.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2	

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入もしくは社債により調達しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理マニュアルに沿ってリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主に株式、投資信託および満期保有目的の債券であり、上場株式等については四半期毎に時価の把握を行っております。

買掛金などの流動負債は、その決済時において流動リスクに晒されますが、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,700,000	2,671,930	△28,070
其他有価証券	4,515,704	4,515,704	—
(2) リース投資資産	1,275,297	1,269,631	△5,665
(3) 差入保証金 (*3)	332,916	307,314	△25,602
資産計	8,823,918	8,764,580	△59,337
(1) リース債務	(1,293,879)	(1,288,201)	△5,677
(2) 長期未払金	(12,940)	(12,859)	△80
負債計	(1,306,819)	(1,301,060)	△5,758

(*1) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(*2) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「未収入金」「有価証券」「買掛金」「1年内償還予定の社債」「未払金」「未払法人税等」については、現金であることまたは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*3) 貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額25,742千円であります。

(*4) 市場価格のない株式等である非上場株式（貸借対照表計上額1,480千円）は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。また市場価格のない株式等である関係会社株式（貸借対照表計上額13,080千円）は、「金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,209,264	—	—	3,209,264
投資信託	—	1,306,440	—	1,306,440
資産計	3,209,264	1,306,440	—	4,515,704

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	2,671,930	—	2,671,930
リース投資資産	—	1,269,631	—	1,269,631
差入保証金	—	307,314	—	307,314
資産計	—	4,248,875	—	4,248,875
リース債務	—	1,288,201	—	1,288,201
長期未払金	—	12,859	—	12,859
負債計	—	1,301,060	—	1,301,060

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、投資信託及び社債は公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でないため、レベル2の時価に分類しております。

リース投資資産

時価については、未経過リース料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

時価については、その将来のキャッシュ・フロー(資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後)を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価については、未経過リース料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

時価については、将来の支払予定額を、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高を部門別および収益の認識時期に分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

部門	一時点で移転される財 又はサービス	一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	合計
ネットワーク	36,038	14,503,797	14,539,835
ソリューション	10,646	11,945,406	11,956,052
オフィス	9,475,050	—	9,475,050
サービス	153,116	10,654,398	10,807,515
顧客との契約から生じる収益	9,674,851	37,103,602	46,778,454
外部顧客への売上高	9,674,851	37,103,602	46,778,454

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	7,561,463
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	8,656,041
契約資産(期首残高)	689,231
契約資産(期末残高)	944,823
契約負債(期首残高)	788,932
契約負債(期末残高)	840,916

契約資産は、ネットワーク部門およびソリューション部門のうち一定の期間にわたり収益を認識する取引において、期末日時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、顧客との契約に基づき、段階的に受領するとともに、履行義務を完全に充足したのち、概ね3カ月以内に残額を受領しております。

契約負債は、顧客との契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、692,046千円であります。

当事業年度において契約資産が255,592千円増加した要因は、期首に認識していた契約資産679,801千円が契約に基づく一定の条件を満たしたことに伴い債権に振替えられたことにより減少し、期末日時点で充足した履行義務のうち未請求の対価に対する当社の権利935,393千円の計上に伴い増加したことによるものであります。また、契約負債が51,984千円増加した要因は、前受金の受け取りによる増加905,464千円、収益認識による減少853,480千円であります。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益（取引価格の変動、工事原価総額の見積額の変更等）の額は軽微であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額はネットワーク部門およびソリューション部門に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
期末日において未充足または部分的に未充足の履行義務に配分した取引価格の総額	8,321,418
1年内	2,656,535
1年超	5,664,883

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,163円34銭

1株当たり当期純利益金額 247円04銭

(注)「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該信託口が保有する当社株式の期末株式数は当事業年度276,500株であり、期中平均株式数は当事業年度283,762株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

扶桑電通株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武井 雄次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 元

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑電通株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠して、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月15日

扶桑電通株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 百瀬 貴弘 ㊟

監査等委員 泉澤 大介 ㊟

監査等委員 苫米地 邦男 ㊟

監査等委員 二宮 麻里子 ㊟

(注) 監査等委員の泉澤大介、苫米地邦男及び二宮麻里子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(ご参考) 株主優待制度のご案内

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に当社株式を中長期にわたり継続して保有していただくことを主な目的として、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された100株（1単元）以上保有の株主様を対象に、株主優待制度を実施しております。

(1) 株主優待の内容

保有株式数	優待内容
100株以上1,000株未満	クオ・カード 1,000円分
1,000株以上	クオ・カード 3,000円分

(2) 贈呈の時期

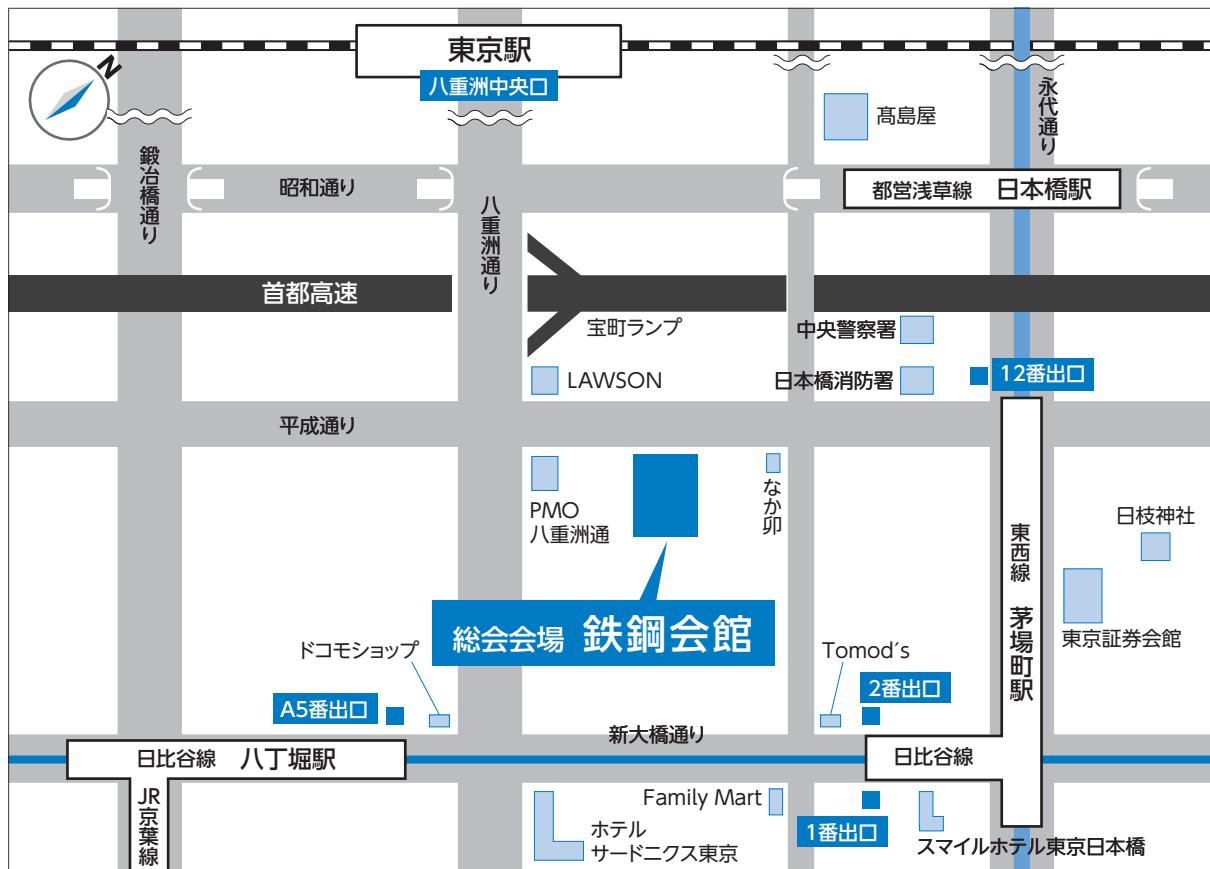
毎年1回、12月下旬頃に株主様宛の発送を予定しております。

株主総会会場 ご案内図

会場

鉄鋼会館 8階会議室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 TEL 03-3669-4855



交通

地下鉄東西線	「茅場町駅」12番出口 (日本橋消防署方面)	徒歩約 5分
地下鉄日比谷線	「茅場町駅」1番または2番出口 (八丁堀方面)	徒歩約 5分
地下鉄日比谷線	「八丁堀駅」A5番出口 (八丁堀交差点方面)	徒歩約 5分
J R	「東京駅」八重洲口	徒歩約15分

お知らせ 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。